

【受領委任払いによる特定福祉用具購入費の支給の流れ】

※利用者の負担割合が1割の場合

- ①特定福祉用具購入について、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談します。
（※要支援1・2の方は原則地域包括支援センターに相談してください。）
（※担当ケアマネジャーがいない場合でも、特定福祉用具を購入することができます。）



- ②登録事業所から特定福祉用具の購入を行います。
（登録事業者からの購入でないと介護保険の給付対象となりませんのでご注意ください。）

＜支給対象となる特定福祉用具の種目＞

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 腰掛便座 | 6 排泄予測支援機器 |
| 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 | 7 スロープ※ |
| 3 入浴補助用具 | 8 歩行器（歩行車を除く）※ |
| 4 簡易浴槽 | 9 歩行補助つえ（松葉づえを除く）※ |
| 5 移動用リフトのつり具の部分 | |

※7から9については貸与と販売の選択制となります。介護支援専門員や福祉用具専門相談員に必要な情報提供及び説明を受けたうえで選択してください。



- ③購入費用を登録事業者に支払い、領収証を受け取ってください。
利用者は、購入費用の1割相当額を福祉用具登録事業者に支払います。その際、領収証を受け取り、購入金額や支払った金額の確認をします。



- ④市に支給申請をしてください。

＜提出書類＞

- 1 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- 2 福祉用具購入理由書（担当の介護支援専門員等がいない場合、提出不要。）
- 3 領収証（あて名は利用者本人のもの）
- 4 購入した福祉用具のパンフレットその他購入した福祉用具の概要を記載したもの
- 5 登録事業者の作成した排泄予測支援機器確認調書
- 6 要介護者の膀胱機能が確認できる以下のいずれかの書類
 - ・介護認定審査における主治医の意見書
 - ・サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・個別に取得した医師の診断書等

※ 5及び6については、排泄予測支援機器の購入費の申請時のみ必要となります。



- ⑤購入費用の9割相当額（9万円が上限）が福祉用具登録事業者に支払われます。
福祉用具登録事業者の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。